

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

(略)

(略)

- 2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

- (+) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み  
令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

- (略)  
(略)  
(略)  
(略)

(二) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

(略)

また、地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになつた課題、例えば、現状の地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える体制を整備する必要がある。当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとすることが必要である。

(略)

(略)

4 3 関係機関との連携に関する事項

- (+) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

(略)

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

(略)

- 2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

- (+) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み  
区域ごとに令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

(略)

(略)

- 2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

- (+) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み  
令和五年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

- (略)  
(略)  
(略)  
(略)

(二) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

(略)

また、地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになつた課題、例えば、現状の地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相応しい体制を整備する必要がある。当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとすることが必要である。

(略)

(略)

4 3 関係機関との連携に関する事項

- (+) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

(略)

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

(略)

- 2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

- (+) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み  
区域ごとに令和五年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

3

(略) 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数について、別表第一を参考としつつ、設定することが適当である。なお、それらの必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

その際には、市町村障害福祉計画等における数値を区域ごとに集計したものに基づいて、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画等における見込みの数値と整合性がとれるよう、また特に精神障害に関する医療計画における基準病床数算定式で算定された病床数等と整合性がとれるようにするとともに、退院先の市町村において必要なサービスが確保されるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援B型及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

なお、都道府県においては、市町村ごとの障害福祉計画における福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標値を踏まえ、特に障害者支援施設の改築・改修に当たっては、管内市町村における施設の空き定員や真に施設入所支援が必要な者の状況も考慮し、地域のニーズに応じた小規模化を含む定員の見直しに向けて調整することが望ましい。

(略)

地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に向けた市町村支援等

地域生活支援拠点等の整備については、都道府県は二の2の(3)における検証及び検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図るものとする。また、都道府県は、市町村における地域生活支援拠点等の整備(複数市町村における共同整備を含む)を進めるに当たつて必要な支援を行うとともに、地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町村における好事例の紹介、現状や課題の共有等、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行う必要がある。

(4) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策

(略)

このため、このような地域においては、圏域単位を標準として、地域における課題を整理した上で、令和八年度において障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の種類及び量の見通しを明らかにすることが必要である。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援を実施する事業所数(訪問系サービスを実施する事業所数を除く。以下同じ。)を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画(以下「整備計画」という。)を作成することが必要である。なお、サービスの種類及び量の見通し並びに整備計画の作成に当たっては、別表第三に掲げる事項に留意しつつ作成することが必要である。また、作成された整備計画等の内容は、関係する市町村障害福祉計画等に反映し、都道府県と市町村が一体的に取り組むことが必要である。

各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

令和八年度までの各年度における指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、別表第一を参考としつつ、設定することが適当である。なお、それらの必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

その際には、市町村障害福祉計画等における数値を区域ごとに集計したものに基づいて、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画等における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援B型及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

(略)

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた市町村支援等

地域生活支援拠点等の整備については、都道府県は二の2の(3)における検証及び検討の際に、都道府県内の市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図るものとする。また、都道府県は、市町村又は圏域における地域生活支援拠点等の機能の充実に資するよう、運営に関する研修会等の開催や管内市町村における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を継続的に行う必要がある。

(4) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策

(略)

このため、このような地域においては、圏域単位を標準として、地域における課題を整理した上で、令和五年度において障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援の種類及び量の見通しを明らかにすることが必要である。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び指定通所支援を実施する事業所数(訪問系サービスを実施する事業所数を除く。以下同じ。)を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画(以下「整備計画」という。)を作成することが必要である。なお、サービスの種類及び量の見通し並びに整備計画の作成に当たっては、別表第三に掲げる事項に留意しつつ作成することが必要である。また、作成された整備計画等の内容は、関係する市町村障害福祉計画等に反映し、都道府県と市町村が一体的に取り組むことが必要である。

各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

令和五年度までの各年度における指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、別表第一を参考としつつ、設定することが適当である。なお、それらの必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

(一) サービスの提供に係る人材の研修  
(略)

行動障害を有する障害者等に対し、その特性の理解に基づいて適切な支援を行うため、施設従事者、居宅介護従事者等が知識や支援手法を修得可能となる専門的な研修を実施することが必要である。

さらに、利用者と同じ目線に立つて相談・助言等を行うピアサポートーについて、ピアサポートーの質を確保する観点から、都道府県において障害者ピアサポートー研修を実施することが必要である。

また、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項の精神保健福祉センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害支援拠点等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。また、罪を犯した障害者等の特性に応じた適切な支援についても、保健所、精神保健福祉センター、地域生活定着支援センター等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。

(二) 指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上  
(略)

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるよう体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。また、サービスの質の確保・向上に取り組むに当たっては、例えば、障害者支援施設及び共同生活援助については事業運営の透明性の確保の観点を重視する等、サービスごとの特性を踏まえた適切な取組が推進されるよう、必要な周知等に取り組むことが必要である。

6 5  
(略)

関係機関との連携に関する事項

(一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

(二) (略)

4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

(一) サービスの提供に係る人材の研修  
(略)

行動障害を有する障害者等に対し、その特性の理解に基づいて適切な支援を行ったため、施設従事者、居宅介護従事者等が知識や支援手法を修得可能となる専門的な研修を実施することが必要である。また、精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項の精神保健福祉センターをいう。以下同じ。）、高次脳機能障害支援拠点等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。また、罪を犯した障害者等の特性に応じた適切な支援についても、保健所、精神保健福祉センター、地域生活定着支援センター等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましい。

(二) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価  
(略)

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるよう体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

6 5  
(略)

関係機関との連携に関する事項

(一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

第二に定める成果目標の達成に向けて、障害保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と連携することが必要である。

(二) (略)

四 その他  
1 計画の作成の時期

第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画は、令和六年度から令和八年度までの三年間ににおける指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定めるものである。

2 計画の期間

障害福祉計画等は、三年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について三年を一期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であつても見直しを行う。

3 (略)  
4 その他

(一) 各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、共同策定が可能である。

(二) サービスの見込量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能である。

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するためには、市町村が作成する障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、共同策定が可能である。

一 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を踏まえ、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施及び虐待の防止に関する担当者の配置等の措置を講じなければならない。

都道府県及び市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室作成)に沿って、都道府県障害者権利擁護センター(障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センター)

四 その他  
1 計画の作成の時期

第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画は、令和三年度から令和五年度までの三年間ににおける指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定めるものである。

なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県(以下「被災市町村等」という。)においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画等の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行つても差し支えないこととする。

2 計画の期間

障害福祉計画等は、三年を一期として作成することとする。

3 (略)  
(新設)

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するためには、市町村が作成する障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、共同策定が可能である。

一 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。)を踏まえ、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

都道府県及び市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」(平成二十四年十二月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室作成)に沿って、都道府県障害者権利擁護センター(障害者虐待防止法第三十六条第一項

護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要である。さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。また、学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対しても都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある。

なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があつた場合に、速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要である。特に、初動対応の方針決定や虐待の認定を判断する場面に管理職が参加し、組織的な判断及び対応を行うべきことに留意する必要がある。

(略)

## 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要である。また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置を徹底する等、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行うことが重要である。特に、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第五条第二十三項に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要がある。

## 3 2 指定障害児入所支援の従業者への研修

指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるとともに、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等の対応が求められており、設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置を徹底することが必要である。

の都道府県障害者権利擁護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要である。さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。防衛に対する取組を行なう機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。

(略)

## 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

都道府県及び市町村においては、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めることが必要である。また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行うことが重要である。特に、継続サービス利用支援（障害者総合支援法第五条第二十三項に規定する継続サービス利用支援をいう。）により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図る必要がある。

## 3 2 指定障害児入所支援の従業者への研修

指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修等の実施が必要である。

## 4 (略)

5 |

精神障害者に対する虐待の防止

精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、令和四年障害者総合支援法等改正法により、令和六年四月から、業務従事者等への研修や患者への相談体制の整備等が管理者に義務付けられることや、業務従事者による虐待を発見した者に通報が義務付けられたこと等を踏まえ、都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる。

二 意思決定支援の促進

都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等が管理者に義務付けられることや、業務従事者による虐待を発見した者に通報が義務付けられたこと等を踏まえ、都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる。

二 意思決定支援の促進

都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の扱い手を含めた関係者に対して普及を図るように努める必要がある。

三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

第一の一の7における障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進する。

- (一) 文化芸術活動に関する相談支援
- (二) 文化芸術活動を支援する人材の育成
- (三) (略)
- (四) 文化芸術活動に参加する機会の創出
- (五) (略)
- (六) (略)

四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

第一の一の7における障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図るために、次のような取組を実施することが必要である。

- (一) 障害特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- (二) ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- (三) 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- (四) 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用
- (五) (略)
- (六) (略)

五|四 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行わることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようになるため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要である。

（新設）

三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

第一の7における障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関しては、次のような支援を行うため、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。

- (一) 障害福祉サービス事業所等に対する相談支援
- (二) 芸術文化活動を支援する人材の育成
- (三) (略)
- (四) 発表等の機会の創出
- (五) (略)
- (六) (略)

五|四 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する障害者等が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようになるため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要である。

別表第一

## 一 福祉施設から一般就労への移行等

事項	内容
障害者に対する職業訓練の受講 (削る)	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和八年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
福祉施設から公共職業安定所への誘導 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和八年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の労働保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和八年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。

別表第一

## 一 福祉施設から一般就労への移行等

事項	内容
就労移行支援事業及び就労継続支援事業(就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。)の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
福祉施設から公共職業安定所への誘導 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の労働保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	
居宅介護 (削る) （削る）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度訪問介護 (削る) （削る）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
同行援護 （削る）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度障害者等包括支援 (略)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度障害者等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	
居宅介護 （新設）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度訪問介護 （新設）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
同行援護 （新設）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度障害者等包括支援 (略)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度障害者等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

三 生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

生活介護	
自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。） (略)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練（機能訓練）（規則第六条の七第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。） (略)	さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。

三 生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）

就労選択支援

施設入所支援	(略)	短期入所(福祉型、医療型)	(略)
	四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。	障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

施設入所支援	(略)	短期入所(福祉型、医療型)	(新設)
	四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コードインターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

地域生活支援拠点等

五 (略)  
六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

児童発達支援

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

(削る)

(削る)

五 (略)  
六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

児童発達支援

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

医療型児童発達支援（児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

放課後等デイサービス

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

保育所等訪問支援

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

居宅訪問型児童発達支援

五 (略)  
六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

児童発達支援

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

保育所等訪問支援

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

居宅訪問型児童発達支援

五 (略)  
六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

児童発達支援

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

居宅訪問型児童発達支援

福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

### 障害児相談支援

都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコードイネーターの配置人數	市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコードイネーターの配置人數
（略）	（略）

### 七 発達障害者等に対する支援

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人數の見込みを設定する。
（略）	（略）

### 七 発達障害者等に対する支援

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人數の見込みを設定する。
（略）	（略）

福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

### 障害児相談支援

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコードイネーターの配置人數	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人數の見込みを設定する。
（新設）	（新設）

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。
（略）	（略）

福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

### 精神障害者の自立生活援助

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	（略）
（略）	（略）

福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

### 精神障害者の自立生活援助

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	（略）
（略）	（略）

福祉型障害児入所施設  
医療型障害児入所施設

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

別表第二 一 (略) 事 項	内 容	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	
		(略)	(略)
		九 相談支援体制の充実・強化のための取組	九 相談支援体制の充実・強化のための取組
		基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置
		基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
		基幹相談支援センターによる地	基幹相談支援センターによる地
		域の相談支援体制の強化	域の相談支援体制の強化
		基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
		九 相談支援体制の充実・強化のための取組	九 相談支援体制の充実・強化のための取組
		総合的・専門的な相談支援	総合的・専門的な相談支援
		地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援体制の強化
		基幹相談支援センターにおける主担当相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。	基幹相談支援センターにおける主担当相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
		協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善
		協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善
		基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。
		九 相談支援体制の充実・強化のための取組	九 相談支援体制の充実・強化のための取組
		総合的・専門的な相談支援	総合的・専門的な相談支援
		地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援体制の強化
		障害の種別や各種のニーズに応じてできる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。	障害の種別や各種のニーズに応じてできる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。

別表第二 一 (略) 事 項	内 容	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	
		(略)	(略)
		九 相談支援体制の充実・強化のための取組	九 相談支援体制の充実・強化のための取組
		総合的・専門的な相談支援	総合的・専門的な相談支援
		地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援体制の強化
		障害の種別や各種のニーズに応じてできる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。	障害の種別や各種のニーズに応じてできる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。
		九 相談支援体制の充実・強化のための取組	九 相談支援体制の充実・強化のための取組
		総合的・専門的な相談支援	総合的・専門的な相談支援
		地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援体制の強化
		障害の種別や各種のニーズに応じてできる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。	障害の種別や各種のニーズに応じてできる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。

				二 提供体制の確保に係る目標	
(一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標		(一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標		障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。	
(二) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標		(二) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標		障害児支援の体制整備を推進するため、この基本指針に則して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。	
五 関係機関との連携に関する事項		三 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策		障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。	
(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機		(一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策		障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。	
(略)		(略)		(略)	
五 関係機関との連携に関する事項		四 (略)		三 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	
(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機		(一) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策		障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。	
(略)		(略)		(略)	
五 関係機関との連携に関する事項		四 (略)		三 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	
(一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機		(一) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策		障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目標を設定すること。	
(略)		(略)		(略)	

別表第三	事項	内容	(略)	(略)
六・七 (略)			(略)	

関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

四 支援の種類ごとの必要な量 の見込み及びその見込量の確 保のための方策	(一) 障害児通所支援等の提 供体制の確保に係る目標	三 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談 支援及び地域生活支援事業 の提供体制の確保に係る目 標	一・二 (略)	内 容
(一) 各年度における指定障害 福祉サービス等の種類ごと の必要な量の見込み及びそ の見込量の確保のための方 策	(1) 市町村障害福祉計画を基礎として、(4)の令和八年度 末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精 神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案 しながら、地域の実情を踏まえて、令和八年度までの 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごと の実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、 区域及び都道府県全域で定めること。	(2) 別表第四の三の項に掲げる式により算定した、令和 八年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神 保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定める こと。	(1)～(5) (略)	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精 神障害にも対応した地域包括ケアンシステムの構築、地域 生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者 の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即 して、地域の実情に応じて、令和八年度における成果目 標を設定すること。

四 支援の種類ごとの必要な量 の見込み及びその見込量の確 保のための方策	(一) 障害児通所支援等の提 供体制の確保に係る目標	三 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談 支援及び地域生活支援事業 の提供体制の確保に係る目 標	一・二 (略)	内 容
(一) 各年度における指定障害 福祉サービス等の種類ごと の必要な量の見込み及びそ の見込量の確保のための方 策	(1) 市町村障害福祉計画を基礎として、(4)の令和五年度 末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精 神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案 しながら、地域の実情を踏まえて、令和五年度までの 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごと の実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、 区域及び都道府県全域で定めること。	(2) 别表第四の三の項に掲げる式により算定した、令和 五年度末の长期入院患者の地域移行に伴う地域の精神 保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定める こと。	(1)～(5) (略)	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精 神障害にも対応した地域包括ケアンシステムの構築、地域 生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者 の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即 して、地域の実情に応じて、令和五年度における成果目 標を設定すること。

(1) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保の方策	六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	令和八年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めるいふ。
(2) (略)	七・八 (略)	(略)
九 関係機関との連携に関する事項	(一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項	六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
(略)	(略)	令和八年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めるいふ。
五 (略)	七・八 (略)	(略)

(1) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保の方策	六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	令和五年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めるいふ。
(2) (略)	七・八 (略)	(略)
九 関係機関との連携に関する事項	(一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項	六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
(略)	(略)	令和五年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めるいふ。
五 (略)	七・八 (略)	(略)

別表第四	項	式
I		$\Sigma (A_1) \times (1 - X_1) + \Sigma (A_2) \times (1 - X_2)$
II		$\Sigma (B_1) \times (1 - X_1) + \Sigma (B_2) \times (1 - X_2)$
III		(C) - ((別表第四の一に掲げる式により算定した患者数) + (別表第四の二に掲げる式により算定した患者数))

別表第四	項	式
I		$\Sigma A_1 B_1 \times \alpha \times \beta + \Sigma A_2 B_1 \times \gamma$
II		$\Sigma C_1 B_2 \times \alpha \times \beta + \Sigma C_2 B_2 \times \gamma$
III		$\Sigma A_3 B_3 \times (1 - \alpha \times \beta) + \Sigma A_4 B_3 \times (1 - \gamma)$

## 備考

この表における式において、A<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>、B<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、C、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

A<sub>1</sub> 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

A<sub>2</sub> 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

（削る）

（削る）

B<sub>1</sub> 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

B<sub>2</sub> 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）の令和八年における年齢階級別の推計患者数

C 令和二年における精神病床における入院期間が一年以上である入院患者数

X<sub>1</sub> 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者（認知症である者を除く。）について、各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数（認知症である者を除く。以下「a」という。）と、令和二年時点で人口当たりの慢性期の入院患者数（認知症である者を除く。）が少ない県の水準（以下「b」という。）を比較し、aがbを下回っている場合は○、上回っている場合はその差分を計算の上、差分が各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数の二割未満の場合は差分の半分、差が二割以上の場合は○・一をそれぞれ標準とし、さらに各都道府県において○を下回らない範囲で標準より○・○二より小さい値を加えた又は減じた都道府県知事が定める値

X<sub>2</sub> 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者（認知症である者に限る。）について、各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数（認知症である者に限る。以下「c」という。）と、令和二年時点で人口当たりの慢性期の入院患者数（認知症である者に限る。）が少ない県の水準（以下「d」という。）を比較し、cがdを下回っている場合は○、上回っている場合はその差分を計算の上、差分が各都道府県の令和十一年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数の二割未満の場合は差分の半分、差が二割以上の場合は○・一をそれぞれ標準とし、さらに各都道府県において○を下回らない範囲で標準より○・○二より小さい値を加えた又は減じた都道府県知事が定める値

## 備考

この表における式において、A<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>、A<sub>3</sub>、A<sub>4</sub>、B<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、B<sub>3</sub>、C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>、α、β、γは、それぞれ次の値を表すものとする。

A<sub>1</sub> 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A<sub>2</sub> 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A<sub>3</sub> 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A<sub>4</sub> 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

B<sub>1</sub> 当該都道府県の区域における、令和五年における六十五歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口

B<sub>2</sub> 当該都道府県の区域における、令和五年における六十五歳未満の性別及び年齢階級別の推計人口

B<sub>3</sub> 当該都道府県の区域における、令和五年における性別及び年齢階級別の推計人口

C<sub>1</sub> 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

C<sub>2</sub> 精神病床における入院期間が一年以上である六十五歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る平成二十六年における性別及び年齢階級別の入院受療率

α 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として○・六五から○・七四までの間で都道府県知事が定める値

β 一年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として○・九五から○・九六までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値

γ 一年当たりのこれまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として○・九七から○・九八までの間で都道府県知事が定める値を三乗した値